

戸田市受動喫煙防止対策

ガイドライン

〔第2版〕



このたび「戸田市スマートウェルネスシティ推進プラン（第4次健康増進計画）」（令和6年度～令和11年度）において、国の動向を踏まえた一層の受動喫煙対策を図るため「戸田市受動喫煙防止対策ガイドライン」を改訂しました。

本ガイドラインは、上記の趣旨に基づき、望まない受動喫煙防止に必要な環境の整備を促進することにより、望まない受動喫煙による健康への悪影響を防ぐことを目的としています。受動喫煙防止対策の手引きとしてご利用ください。

<イメージ図>



令和6年4月

第1章 受動喫煙防止の必要性



1. 受動喫煙の健康への影響

本人は喫煙しなくても、身の回りのたばこ（紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこ等）の煙を吸わされてしまうことを「受動喫煙」といい、喫煙者だけでなく周りの人の健康にも大きな影響をおよぼします。

受動喫煙の影響は、目の痛みや鼻づまり、頭痛等の諸症状や、呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等のほか、肺がん（1.3倍）、虚血性心疾患（1.2倍）、脳卒中（1.3倍）の発症リスクの増加等が指摘されています。

また、妊婦が喫煙・受動喫煙をすることで、早産、低出生体重、発育遅延など、胎児の全身へ影響が及びます。出産後は、乳児突然死症候群（4.7倍）が指摘されています。

特に子どもの受動喫煙は、咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなど、様々な報告がなされています。

出典：「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」 国立がん研究センター情報サービス

2. たばこの煙に含まれる有害物質



たばこの煙にはニコチン・一酸化炭素などの有害物質が200種類以上、タールなど約70種類の発がん性物質が含まれています。

これらの有害物質は、喫煙者が吸い込む「主流煙」より、たばこの先から出る「副流煙」と喫煙者が吐き出す「呼出煙」に多く含まれており、更に目や鼻などの粘膜への刺激も強いという特徴があります。

最近の研究では、喫煙者の衣類、部屋のカーテンやソファ、壁紙に残留した有害物質を吸い込む三次喫煙（サードハンドスモーク）が指摘されています。たばこ由来の化学物質は、一度付着すると長時間残留するため、部屋で過ごす時間が長い乳幼児などは三次喫煙による影響が特に懸念されます。

副流煙には主流煙の何倍もの有害物質が含まれます



非喫煙者

ニコチン

副流煙



非喫煙者

一酸化炭素

タール

主流煙

化学物質	副流煙/主流煙比	影響
ニコチン (血流悪化 依存性)	2.8~19.6倍	がんの原因 心肺機能低下
タール (発がん性物質)	1.2~10.1倍	血圧上昇 依存性
一酸化炭素 (動脈硬化)	3.4~21.4倍	動脈硬化 運動能力低下



三次喫煙

出典：生活習慣病予防のための健康情報サイト(e-ヘルスネット)>喫煙>受動喫煙防止>たばこの煙と受動喫煙

第2章 戸田市の受動喫煙防止対策

1. 戸田市内の施設ごとの取り組み方針

市・市民・地域が一体となって受動喫煙対策を推進していくために、それぞれの施設の取り組みを以下のように示します。ただし、施設等の状況によって、対応が難しい場合は、国の対策を鑑み、段階的にその状況に応じた対策をとることとします。

戸田市受動喫煙防止対策ガイドライン			健康増進法		
分類	具体的な施設	対策	対象施設	対策	
施設	①子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設	保育園、幼稚園 児童福祉施設 各小中学校 医療機関 障がい者(児)施設 福祉保健センター等	敷地内禁煙 ※1	<第一種施設> ①学校、医療機関、児童福祉施設など健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設。 ②行政機関の庁舎	敷地内禁煙
	②官公庁施設(市が管理している施設)	行政機関の施設(官公庁庁舎、福祉センター等)			
	③上記以外の多数の者が利用する施設	上記以外の施設(図書館、郷土博物館、スポーツセンター、文化会館、交流センター等)	敷地内禁煙または屋内禁煙 ※2	<第二種施設及び喫煙目的施設> 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設以外の施設	原則屋内禁煙 ※3
屋外	④子どもの利用が想定される公共的な施設	一般道路、通学路、公園等	受動喫煙防止のための配慮が必要		喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮
	※周囲に人がいる場合には、他へ移動する、たばこを吸わない、歩きたばこをしない、通学路の通学時間帯にたばこを吸わないなどの喫煙マナーと社会的なルールを守ることが求められます。				

※1 禁煙が困難な場合に限り、特定屋外喫煙所を設置可能

※2 禁煙が困難な場合は、利用者の目的や業態に応じた分煙に取り組むことが望まれます。

※3 喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室または喫煙目的室設置可

飲食店については、令和2年4月1日に現存し客席面積100㎡以下で個人または中小企業(資本金5千万円以下)が営むものは、当分の間、喫煙可能室設置可

2. 受動喫煙防止対策の分類

このガイドラインでは、受動喫煙防止対策の種類を次のように分類します。

種類	内容	効果
敷地内禁煙	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内(施設を含む)がすべて禁煙であること 敷地内(施設を含む)に灰皿を設置していないこと 	高 ↑ 低
屋内禁煙 (施設全体)	<ul style="list-style-type: none"> 屋内全体が禁煙であること 屋内に灰皿を置いていないこと 屋外に喫煙場所がある場合は、標示しており、喫煙場所の位置については、出入り口付近を避け、非喫煙者に配慮していること 	
屋内禁煙 (テナント等区分所有)	<ul style="list-style-type: none"> テナント等の内が禁煙であること テナント等の内に灰皿を置いていないこと 屋内の共用部分(廊下、ホール等)にも灰皿を置いていないこと 	



3. 喫煙所の設置基準 (埼玉県受動喫煙防止条例より)

埼玉県受動喫煙防止条例により施設における事業の内容や経営規模の配慮から、これらの類型・場所ごとに喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています(届出必要※1)。

種類	喫煙専用室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙目的室 ※2	喫煙可能室	特定屋外喫煙所
設置施設	第二種施設	第二種施設	喫煙目的施設	既存特定飲食提供施設	第一種施設
設置場所	屋内の一部	屋内の一部	屋内の全部、または一部	屋内の全部、または一部	屋外
喫煙	○可能	△加熱式たばこに限り可能	○可能	○可能	○可能
飲食	×不可	○可能	△一部可能(主食不可)	○可能	×不可
20歳未満の立ち入り	×禁止	×禁止	×禁止	×禁止	×禁止

※1 詳しくは埼玉県受動喫煙防止条例についてのホームページ等をご覧ください。

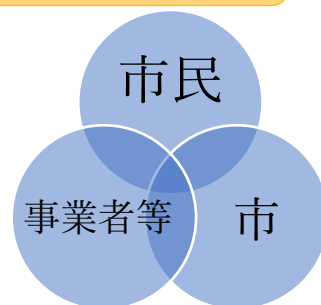
※2 喫煙する場所を提供することを目的とする施設



4. 受動喫煙防止対策を推進するための市・市民・事業者等の役割

市、市民、事業者等の3者がそれぞれの役割を主体的・積極的に果たし、一体となって受動喫煙防止対策に取り組むことによって「望まない受動喫煙がない社会」が実現されます。

それぞれが行うべきことを明らかにすることで、受動喫煙防止対策を実施し、次世代が健康に育つことができる地域となることを目指します。



(1) 市が取り組むこと

具体策
<ul style="list-style-type: none">・喫煙や受動喫煙による健康への影響などに関する普及啓発を行います。・戸田市認定禁煙店制度を周知し、多数の者が利用する空間における受動喫煙防止対策を推進します。・妊婦の喫煙に関して、妊婦自身及び胎児への悪影響の周知や乳幼児の受動喫煙防止に関する啓発を行います。

○禁煙実施店認定制度

戸田市では、以下の条件をすべて満たす店舗のうち、ご協力いただける店舗に「戸田市認定禁煙実施店」として確認及び登録を実施しています。禁煙実施店には、認定ステッカーを交付しております。



- ① 飲食店店内全体が禁煙であること
- ② 飲食店及び隣接する従業員スペースに灰皿を置いていないこと
- ③ テナントの場合、廊下やホールなどの共有部分にも灰皿を置いていないこと

※戸田市認定禁煙実施店一覧はこちら→



(2) 市民が取り組むこと

具体策
<ul style="list-style-type: none">・受動喫煙の影響について理解し、望まない受動喫煙の防止に取り組めます。・喫煙者はたばこを吸わない人に配慮し、喫煙マナー(歩きたばこや吸い殻のポイ捨て)を守ります。

(3) 事業者等が取り組むこと

具体策
<ul style="list-style-type: none">・地域の施設等で受動喫煙の防止に向けて、周辺環境の禁煙を進めます。・未成年者がたばこの煙に近づかないように対策をとります。・健診や医療を通じた禁煙支援(禁煙相談・禁煙治療)を行います。・子どもや妊産婦が利用する場所(屋外を含む)については特別の配慮を行います。

第3章 関係法令

年月	内容
平成 15 年 5 月	健康増進法の施行（受動喫煙対策の努力義務）
平成 19 年 12 月	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例
平成 27 年 6 月	戸田市内 3 駅周辺を喫煙制限区域に指定
平成 29 年 3 月	厚生労働省「受動喫煙防止対策の強化について」
平成 30 年 3 月	戸田市受動喫煙防止対策ガイドライン策定
平成 30 年 7 月	「健康増進法の一部を改正する法律案」成立 <ul style="list-style-type: none"> ・望まない受動喫煙の防止を図るため、飲食店や事務所など多数の者が利用する施設等（2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設）は、当該施設等の一定の場所を除いて喫煙が禁止される。 ・当該施設の管理について権原を有する者が、受動喫煙を防止するために行わなければならない措置が定められる。 （令和 2 年度全面施行）
令和 2 年 2 月	埼玉県受動喫煙防止条例制定 <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、保護者、事業者の受動喫煙防止対策に係る責務や既存特定飲食提供施設における喫煙可能室設置が規制される。 （令和 3 年 4 月施行）
令和 2 年 10 月	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例の一部改正
令和 6 年 4 月	戸田市受動喫煙防止対策ガイドライン改訂

戸田市の受動喫煙対策はこちら→



戸田市の健康・保健ガイドはこちら→

